



平成19年2月14日

各位

会社名 大崎電気工業株式会社  
 代表者名 取締役社長 渡邊佳英  
 (コード番号 6644 東証第1部)  
 問合せ先 取締役経営企画室長 高野澄雄  
 (TEL. 03-3443-9133)

2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成19年2月14日開催の当社取締役会において決議いたしました2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)の発行に関し、上記取締役会において未定であった発行条件について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本社債の額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額 1,423 円  
 (ご参考)  
 決定日(2007年2月14日)における株価等の状況  
 イ. 東京証券取引所における株価(終値) 1,095 円  
 ロ. アップ率[{(転換価額)/(株価(終値)) - 1} × 100] 30.0 %
- (3) 組織再編等による繰上償還における償還金額  
 組織再編等償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表に従って決定され、本社債の額面金額に対する割合(百分率)として表示される。

組織再編等償還金額(%)

償還日	参照パリティ								
	70.0	80.0	90.0	100.0	110.0	120.0	130.0	140.0	150.0
2007年3月5日	99.90	103.76	108.38	113.75	119.82	126.59	134.02	142.10	150.80
2008年3月5日	99.80	103.50	108.01	113.31	119.38	126.17	133.66	141.82	150.62
2009年3月5日	99.72	103.17	107.51	112.71	118.76	125.59	133.17	141.45	150.40
2010年3月5日	99.61	102.62	106.66	111.71	117.73	124.65	132.40	140.91	150.14
2011年3月5日	99.32	101.45	104.85	109.59	115.63	122.85	131.07	140.16	150.00
2012年3月5日	100.00	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。  
 また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

上記の表において、参照パリティは、(イ)当該組織再編等に関して当社普通株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を、組織再編等承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.1%未満を四捨五入した値とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づいて当社の取締役会において当該組織再編等の条件(当該組織再編等に関して支払われ若しくは交付される対価を含む。)が承認された日、又は取締役会において承認された日より後の日に当該組織再編等の条件が公表される場合には当該公表の日の、直後の取引日に始まる5連続取引日における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.1%未満を四捨五入した値とする。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

参照パリティ又は償還日が上記の表に記載されていない場合、組織再編等償還金額は、以下の方法により算出される。

- (a) 参照パリティが上記の表の第1列目に記載された2つの値の間の値である場合、及び/又は、償還日が上記の表に記載された2つの日付の間の日である場合、組織再編等償還金額は、かかる2つのパリティ及び/又はかかる2つの日付に対応する上記の表中の数値に基づき1年を365日として線形補間により算出した数値(0.01%未満は四捨五入)とする。
- (b) 参照パリティが上記の表の第1列目の最も右に記載された値より高い場合、参照パリティはかかる値と同一とみなされる。
- (c) 参照パリティが上記の表の第1列目の最も左に記載された値より低い場合、組織再編等償還金額は100.00%とする。

但し、組織再編等償還金額は、額面金額の150.00%を上限とし、上記の表及び(a)乃至(c)の方法に従って算出された値が150.00%を超える場合、組織再編等償還金額は150.00%とする。また、組織再編等償還金額は、額面金額の100.00%を下限とし、上記の表及び(a)乃至(c)の方法に従って算出された値が100.00%未満となる場合、組織再編等償還金額は100.00%とする。

#### (4) 上場廃止等による繰上償還における償還金額

上場廃止等償還金額は、上記(3)記載の組織再編等償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。但し、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、公開買付期間の最終日時点で有効な公開買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.1%未満を四捨五入した値とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、公開買付期間の最終日に終了する5連続取引日における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、公開買付期間の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値を百分率にて表示し、0.1%未満を四捨五入した値とする。

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

【ご 参 考】2012年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

1. 社債の総額

60億円

2. 発行決議日

2007年2月14日

3. 払込期日及び発行日

2007年3月5日（チューリッヒ時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

4. 本新株予約権を行使することができる期間

2007年3月19日から2012年2月20日の銀行営業終了時（チューリッヒ時間）までとする。

5. 償還期限

2012年3月5日

以 上

本報道発表文は、本新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、本新株予約権付社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における本新株予約権付社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において本新株予約権付社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。